

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年 6月 6日に不適合管理会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし
 区分 II: 該当なし
 区分 III: 該当なし
 その他: 6 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電設備のNo. 16シリンダー給気弁No. 31において使用限度に達した弁体磨耗量、及びNo. 9シリンダー排気弁No. 17において弁棒に腐食が認められたため、当該部品を交換。	GⅢ	
2	3号機	屋外(東ヤード)電話ボックス2箇所において、支柱の腐食及び電話器通話不良(通話ができない)事象が認められたため、当該支柱及び電話機を点検・修理。	GⅢ	
3	3号機	原子炉一次格納容器冷却系上部給気冷却コイル空調ユニット(B)において、ユニット扉ハンドルを固定しているピンが折損し、ハンドルが落下している事が認められたため、当該ハンドルを点検・修理。なお、当該空調ユニットは停止中。	GⅢ	
4	4号機	直流125V(A)蓄電池No. 10において、温度測定のため挿入した棒状温度計の先端部に割れが認められたため、当該事象の対策検討。 なお、棒状温度計破損による蓄電池への影響は無し。	GⅢ	
5	4号機	常用照明用分電盤(NLP-4E21)において、回路No. 10(海水熱交換器建屋地下1階北エリア照明)の配線用しゃ断器が「自動切」位置となっており、絶縁抵抗測定値も「OMΩ」であることが認められたため、当該回路を点検・修理。	GⅢ	
6	4号機	常用照明用分電盤(NLP-4E21)において、回路No. 23(海水熱交換器建屋地下1階北エリアコンセント回路)の配線用しゃ断器が「自動切」位置となっており、絶縁抵抗測定値も「OMΩ」であることが認められたため、当該回路を点検・修理。	GⅢ	